

令和2年度身体拘束に関するアンケート

福岡県内での介護保険施設等での身体拘束ゼロを推進するため、アンケートにご協力ください。
なお、回答の内容により身体拘束廃止未実施減算の適用等の不利益が与えられることはありません。
※ 施設長、看護主任または介護主任による回答をお願いします。

回答は「回答票」(別紙)にご記入ください。

共通の問1～6及び問24～31と、問6の答に応じて問7～20又は問21～23をお答えいただきます。

問1 令和2年度の日あたり平均利用者数は何人ですか。「回答票」に人数をご記入ください。

問2 令和2年度、身体拘束に関する施設内研修を何回開催しましたか。

- ①なし ②1回 ③2回 ④3回 ⑤4回 ⑥5回以上

問3 施設内研修の対象者は、どなたですか。

- ①全職員 ②看護・介護職員等の直接処遇職員のみ ③看護職員のみ ④介護職員のみ ⑤その他

問4 施設内研修は、どのような形態ですか(複数回答可)。

- ①施設職員による講義 ②外部講師による講義 ③DVD等の視聴
④職員によるディスカッション ⑤その他

問5 問4で「①施設職員による講義」と回答した場合、講義をしたのはどなたですか。

- ①施設長 ②医師 ③看護師長 ④看護職スタッフ ⑤介護職リーダー ⑥介護職スタッフ
⑦リハビリ職 ⑧介護支援専門員 ⑨その他(※その内容もご記入ください。)

問6 問5の講義をした方は、外部の研修を受けていますか？

- ①受けている ②受けていない

問7 問6で「①受けている」と回答した場合、どのような研修を受講していますか？

- ①福岡県社会福祉協議会の研修(看護職員研修、推進員養成研修)
②特定非営利活動法人全国抑制廃止研究会の大会(全国抑制廃止研究会大会)
③その他(※その内容もご記入ください。)

問8 研修の実施後、身体拘束の件数は減少していますか？

- ①減少している ②減少していない

問9 令和2年度、身体拘束に関する外部研修を受講した職員はいますか。

- ① いる(※受講者の職名もご記入ください。) ②いない

問 10 令和2年度、身体拘束として取り扱った行為はありますか。

①ある →2 ページの問 11 へお進みください。

② ない →4 ページの問 25 へお進みください。

※ 次の1～11の行為は、身体拘束となります。（「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」の具体的な行為として、「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省）に示されている行為です。）

1. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

問 10 の答が「①ある」の場合は、問 11～24 と問 28～34 をお答えください。

問 11 令和2年度、身体拘束として取り扱った行為は何件ありますか。「回答票」にそれぞれの件数をご記入ください。

- (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- (12) その他（※件数と内容をご記入ください。）

問 12 令和2年度、何人の利用者が身体拘束として取り扱った行為を受けましたか。「回答票」に人数をご記入ください。（複数の回数又は種類の行為を同一の方が受けた場合は、1人として数えてください。）

**問 13～24 は、令和 2 年度に身体拘束として取り扱った行為のうち
対応に最も苦慮した事例 1 つについてお答えください。**

問 13 なぜ身体拘束として取り扱った行為が必要となったのですか（複数回答可）。

- ①ベッド等から転落するおそれがあったため
- ②経管栄養等チューブを抜くおそれがあったため
- ③自身を傷つけるおそれがあったため
- ④他者を傷つけるおそれがあったため
- ⑤設備や物品を壊すおそれがあったため
- ⑥家族が希望したため（※家族の希望に対して、施設の誰がどのような対応を行ったのかも併せてご記入ください）
- ⑦その他（※その内容もご記入ください。）

問 14 その行為の対象者の要支援・要介護度をお答えください。

- ①要支援 1 ②要支援 2 ③要介護 1 ④要介護 2 ⑤要介護 3 ⑥要介護 4 ⑦要介護 5

問 15 その行為の対象者の認知症の有無をお答えください。

- あり ※認知症高齢者の日常生活自立度をご記入ください。
- なし ※「×」をご記入ください。

問 16 その行為が必要と思われたときから実施するまでの期間は、どの程度ですか。

- ①8時間以内（必要と思われたときから勤務交代までの間に実施） ②24時間以内
- ③3日以内 ④1週以内 ⑤1月以内 ⑥3月以内 ⑦3月以上

問 17 切迫性をどのように判断しましたか。

- ①本人や他者に実害が及んだ
- ②本人や他者に害が及ぶ危険性が非常に高いと複数の者が判断した
- ③その他（※その内容もご記入ください。）

問 18 その行為を実施した期間（実施中の場合は、終了見込時期までの期間）

- ①1週未満 ②1週以上1月未満 ③1月以上3月未満 ④3月以上6月未満 ⑤6月以上

問 19 その行為を実施した期間中に、拘束の必要性の見直しをどの程度の頻度で行いましたか。

- ①毎日 ②3日以内ごと ③1週以内ごと ④1月以内ごと ⑤3月以内ごと ⑥3月以上ごと
- ⑦行っていない

問 20 その行為の実施に至るまでに、主にどのような対応を行いましたか（複数回答可）。

- ①特になし ②見守りの強化 ③設備や物品の見直し
- ④職員配置の変更 ⑤職員の増員 ⑥排泄、睡眠等の日常ケアの充実
- ⑦その行為を実施しないために必要な代替策に関する知識・技能の習得及び検討
- ⑧行動パターンの分析と原因の特定
- ⑨その他（※その内容もご記入ください。）

問 21 その行為の実施中は、主にどのような対応を行いましたか（複数回答可）。

- ①特になし ②見守りの強化 ③設備や物品の見直し
- ④職員配置の変更 ⑤職員の増員 ⑥排泄、睡眠等の日常ケアの充実
- ⑦その行為を実施しないために必要な代替策に関する知識・技能の習得及び検討

⑧行動パターンの分析と原因の特定 ⑨その他（※その内容もご記入ください。）

問 20, 21 の答に「⑦代替策に関する知識・技能の習得及び検討」がない場合は、問 22 をお答えください。

問 22 代替策の検討を行わなかった（できなかった）理由をご記入ください。

問 23 その行為を終えた理由は何ですか。

- ①原因の消滅（※その内容もご記入ください。 例 経管栄養から経口栄養に変更されたため、チューブ抜去の
- ②退院・退所 おそれがなくなった 等）
- ③代替策の確立（※代替策の内容を具体的にご記入ください。）

問 24 その行為を実施しないとするためには、主に何が必要でしたか。

- ①設備や物品の見直し ②職員配置の変更 ③職員の増員
- ④排泄、睡眠等の日常ケアの充実
- ⑤その行為を実施しないために必要な代替策に関する知識・技能の習得及び検討
- ⑥行動パターンの分析と原因の特定
- ⑦管理者及び職員の身体拘束廃止に対する意識や意欲の向上
- ⑧家族の理解・協力
- ⑨その他（※その内容もご記入ください。）

続いて、6 ページの問 28～35 をお答えください。

問 10 の答が「②ない」の場合は、問 25 へお進みください。

問 25 身体拘束として取り扱った行為がない理由は何ですか。

- ①検討しが行わなかった →問 26～34 をお答えください。
- ②身体拘束となる行為は行わないこととしている →問 26～34 をお答えください。
- ③必要な事態がなかった →問 28～34 をお答えください。

問 25 の答が「①検討しが行わなかった」又は「②身体拘束となる行為は行わないこととしている」の場合は、問 26～35 をお答えください。

問 26～27 は、令和 2 年度、対応に最も苦慮した事例 1 つについてお答えください。

問 26 原因は、どのような事態ですか（複数回答可）。

- ①ベッド等から転落するおそれがあったため
- ②経管栄養等チューブを抜くおそれがあったため
- ③自身を傷つけるおそれがあったため
- ④他者を傷つけるおそれがあったため
- ⑤設備や物品を壊すおそれがあったため
- ⑥家族が希望したため
- ⑦その他（※その内容もご記入ください。）

問 27 身体拘束となる行為の実施に至らなかった主な理由は何ですか（複数回答可）。

- ①設備や物品を見直したため
- ②職員配置を変更したため
- ③職員を増員したため
- ④排泄、睡眠等の日常ケアの充実を図ったため
- ⑤実施しないために必要な代替策に関する知識・技能を習得していたため（※その内容も詳しくご記入ください。）
- ⑥行動パターンの分析と原因の特定ができたため
- ⑦家族の理解・協力が得られたため
- ⑧その他（※その内容もご記入ください。）

続いて、6 ページの問 28～34 をお答えください。

問 28・31～35 については、問 27 までの回答内容に関わらずお答えください。

問 28 身体拘束についての施設の方針をお答えください。

- ①「緊急やむを得ない」場合に限り一定の手続きを前提に容認する。
- ②「緊急やむを得ない」場合に限る方針だが、判断は個々の担当者に委ねている
- ③一切行わない
- ④特に方針はなく、判断は個々の担当者に委ねている
- ⑤その他（※その内容もご記入ください。）

問 28 の答が「③一切行わない」の場合は、問 29・30 をお答えください。

問 29 身体拘束を「一切行わない」という方針にした前後の数か年の間で、施設内での事故の発生は増減しましたか。

- ①増加した ②やや増加した ③変わらない ④やや減少した ⑤減少した
- ⑥分からない（当時を知る者がいないため、開設時から「一切行わない」という方針のため等）

問 30 身体拘束を「一切行わない」という方針にした前後の数か年の間で、事故の結果の重大性について変化はみられましたか。

- ①重くなった ②やや重くなった ③変わらない ④やや軽くなった ⑤軽くなった
- ⑥分からない（当時を知る者がいないため、開設時から「一切行わない」という方針のため等）

問 31 施設で身体拘束を行う場合の決定者はどのようになっていますか。

- ①正式な委員会の合議 ②施設長、医師、看護・介護の責任者等の合議 ③施設長の判断
- ④医師の判断 ⑤看護・介護の責任者の判断 ⑥その日の出勤者、夜間当直者等の現場の判断

問 32 現在の施設のマンパワーは、身体拘束をしないためのケアに相応しいと考えていますか。

- ①相応しい
- ②やや不足している
- ③とても不足している

問 33 貴施設への入所予定者に、徘徊や攻撃的行動等の行動障害がある場合（主に認知症によるもの）、貴施設への入所を回避することがありますか。

- ①一度もない
- ②ほとんどない
- ③たまにある
- ④しばしばある

問 34 身体拘束は必要と考えますか。

- ①必要（※その理由もご記入ください）
- ②不要（※その理由もご記入ください）
- ③どちらともいえない（※その理由もご記入ください）

問 35 県が各施設等における取組を進めている「福岡県身体拘束ゼロ宣言」事業をご存じですか。

- ①知っており、宣言をしている ②知っており、宣言することを検討中である
- ③知っているが、宣言することは検討していない ④知らなかった

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。